

島交規甲第487号  
平成23年6月20日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進について（通達）

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等とも連携しつつ、重大事故が発生した原因、重大事故発生場所の道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置等を検証するための現場点検、現地検討会等（以下「一次点検」という。）が実施され、必要と認められた場合には、重大事故発生場所における道路交通環境の改善が図られているところである。

こうした一次点検の実施及びその結果に基づく道路交通環境の改善は、同一の場所において同様の交通事故の再発を防止するために特に有効であるが、これに加えて、県内全域において同様の道路交通環境にある他の場所についても点検・改善が図られれば、一層効果的に交通事故の発生を防止することができる。

そこで、下記のとおり、一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなった重大事故のうち必要と認められるものについては、一次点検の結果等を警察本部及び警察署で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずることとしたので、各警察署にあっては、この二次点検プロセスの推進に努められたい。

## 記

### 1 二次点検プロセスの実施要領

#### (1) 一次点検結果の報告

警察署は、一次点検を実施した場合は、死亡交通事故等の再発防止対策要領の制定について（昭和47年島交企第467号）に基づき、同要領3に規定する様式1により報告するものとする。

#### (2) 二次点検プロセスの対象とする重大事故の選定

毎月1回程度の頻度で、交通部長、交通部交通企画課長、交通部交通規制課長から成る二次点検プロセス推進委員会を開催し、当該委員会において一次点検を行った重大事故のうち次に該当するものを選定し、これを二次点検プロセスの対象とする。

ア 一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなったものであること。

イ 道路交通環境が類似していることから、一次点検による道路交通環境の改善

と同様の対策を講ずることにより、効果的に重大事故の再発を防止することができると思われる場所（以下「同一類型危険箇所」という。）が他にもあると見込まれるものであること。

(3) 一次点検の結果等の共有

二次点検プロセスの対象とされた重大事故について、交通部交通企画課において、次の事項を集約・整理した二次点検用通報資料（様式第1号）を作成し、警察署に配布する。

ア 重大事故の概要

イ 重大事故の要因となったと考えられる道路交通環境

ウ イと当該重大事故の発生との関係の概略

エ 道路交通環境の改善の内容

(4) 二次点検の実施

二次点検用通報資料を配布された警察署においては、管内における同一類型危険箇所の有無を点検し、同一類型危険箇所が発見された場合には、交通部交通規制課に二次点検報告書（様式第2号）により報告する。

(5) 同一類型危険箇所における道路交通環境の改善

交通部交通規制課は、警察署等から報告を受けた同一類型危険箇所について、道路交通環境の改善が必要であると認めた場合には、交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等により、道路交通環境の改善を図る。

## 2 留意事項

(1) 関係機関・団体との連携

一次点検については、道路管理者、地方公共団体、交通安全協会等の関係機関・団体と適切に連携して実施しているところであるが、二次点検プロセスにおいても、関係機関・団体に対しても同一類型危険箇所の有無を照会するなど緊密な連携を図ること。

(2) 一次点検の徹底

二次点検プロセスが有効に機能するためには、まず、重大事故が発生した場合に行われる一次点検が確実かつ適切に行われることが重要である。したがって、一次点検についても引き続き関係機関・団体と連携して合同で現場を確認するなど効果的に実施すること。

## 3 報告

1の(4)における報告は1ヶ月以内に報告すること。

様式 〔略〕